

別表
I 経営体育成対策

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 農地所有適格法人育成促進	(1) 農地所有適格法人経営発展支援	<p>・農地所有適格法人が、経営発展のための推進活動、機械整備及び施設整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・農業協同組合、民間リース会社及び第3セクターが、経営発展を行う農地所有適格法人に機械等のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の推進費等 5/10 以内</p> <p>機械整備 3/10 以内</p> <p>施設整備 4.5/10 以内 ※ うち機械 3/10 以内</p> <p>※直売及び地域食材活用飲食施設整備の場合は3/10以内</p>	<p>当該事業に要する経費の推進費等 5/10 以内</p> <p>機械整備 1/3 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内 ※ うち機械 1/3 以内</p> <p>※直売及び地域食材活用飲食施設整備の場合は1/3以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 リースにおける借受者の変更</p> <p>3 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>4 施行箇所の変更</p> <p>5 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>
	(2) 農地所有適格法人設立支援	<p>・農業者等の組織する団体が、農地所有適格法人設立のための機械整備及び施設整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・設立1年以内の農地所有適格法人が、経営基盤の安定化を図るための機械整備及び施設整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 1/3 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内 ※ うち機械 1/3 以内 ※</p> <p>※直売及び地域食材活用飲食施設整備の場合は、一般地域3/10、中山間地域1/3以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>3 施行箇所の変更</p> <p>4 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>	

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
2	新規就農者育成促進	<p>・市町村が、認定新規就農者における、事業主体及び支援対象者以外の者（以下、「第三者」という。）から継承する農業用機械・施設の取得、修繕、移設等の取組を推進するのに要する経費。</p> <p>・農業協同組合、民間リース会社及び第3セクターが、資本装備を行う認定新規就農者に機械等のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 1/3 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内</p> <p>うち機械 1/3 以内</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 5/10 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 リースにおける借受者の変更</p> <p>3 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>4 施行箇所の変更</p> <p>5 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>

Ⅱ 農林水産業の体質強化対策

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
1	「新潟米」体質強化促進	<p>・市町村が、「新潟米」のコスト低減に必要な機械、共同利用施設及び小規模な土地基盤の整備を行うのに要する経費。</p> <p>・農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合及び土地改良区が、「新潟米」のコスト低減に必要な機械、共同利用施設及び小規模な土地基盤の整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・農業協同組合が、「新潟米」コスト低減を行う認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体及び第3セクターに機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・民間リース会社及び第3セクターが、「新潟米」コスト低減を行う認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合及び第3セクターに機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・市町村が、消費者や実需者の求める食味・品質等を確保するために必要な機械・施設の整備を行うのに要する経費。</p> <p>・農地所有適格法人、農業者等の組織する団体及び農業協同組合が、消費者や実需者の求める食味・品質等を確保するために必要な機械・施設の整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・農業協同組合が、消費者や実需者の求める食味・品質等の確保を行う認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体及び第3セクターに機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 3/10 以内</p> <p>施設整備 4.5/10 以内</p> <p>うち機械 3/10 以内</p> <p>基盤整備 4/10 以内</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 1/3 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内</p> <p>うち機械 1/3 以内</p> <p>基盤整備 4.5/10 以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 リースにおける借受者の変更</p> <p>3 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>4 施行箇所の変更</p> <p>5 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>

		<p>・民間リース会社及び第3セクターが、消費者や実需者の求める食味・品質等の確保を行う認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合及び第3セクターに機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>			
--	--	---	--	--	--

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
2 優良種子生産体制整備支援		<p>・全国農業協同組合連合会新潟県本部が、優良種子生産体制整備のための施設整備を行うのに要する経費。</p> <p>・採種組合及び種子場農業協同組合が、優良種子生産体制整備のための施設整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・農業協同組合が、優良種子生産体制整備を行う採種組合に機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・民間リース会社及び第3セクターが、優良種子生産体制整備を行う採種組合及び種子場農業協同組合に機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・民間リース会社及び第3セクターが、優良種子生産体制整備を行う全国農業協同組合連合会新潟県本部に機械のリースを行うのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 3/10 以内</p> <p>施設整備 4.5/10 以内</p> <p>うち機械 3/10 以内</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 1/3 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内</p> <p>うち機械 1/3 以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 リースにおける借受者の変更</p> <p>3 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>4 施行箇所の変更</p> <p>5 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
3	大豆・そば・麦生産促進	<p>・農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合及び第3セクターが、大豆・そば・麦生産のための施設整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・農業協同組合が、大豆・そば・麦生産を行う認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体及び第3セクターに機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・民間リース会社及び第3セクターが、大豆・そば・麦生産を行う認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合及び第3セクターに機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 3/10 以内</p> <p>施設整備 4.5/10 以内 うち機械 3/10 以内</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 1/3 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内 うち機械 1/3 以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 リースにおける借受者の変更</p> <p>3 機械・施設の新設又は廃止</p> <p>4 施行箇所の変更</p> <p>5 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
4	園芸生産促進	<p>・市町村が、園芸生産のための推進活動を行うのに要する経費。</p> <p>・農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合及び農業共済組合が、園芸生産のための推進活動を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・市町村が、園芸生産のための施設整備及び基盤整備を行うのに要する経費。</p> <p>・農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、全国農業協同組合連合会新潟県本部、農業共済組合、土地改良区及び第3セクターが、園芸生産のための施設整備及び基盤整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費（鉄骨ハウス及びその附帯設備の整備は農地所有適格法人及び農業者等の組織する団体に限る。）。</p> <p>・農業協同組合が、園芸生産を行う認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業共済組合及び第3セクターに機械等のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費（パイプハウス及びその附帯設備のリースは認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体及び第3セクターに限る。）。</p> <p>・民間リース会社及び第3セクターが、園芸生産を行う認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、農業共済組合及び第3セクターに機械等のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費（パイプハウス及びその附帯設備のリースは認定農業者、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体及び農業協同組合に限る。）。</p>	<p>当該事業に要する経費の推進費等 5/10 以内</p> <p>機械整備 3/10 以内</p> <p>施設整備 4.5/10 以内 うち機械 3/10 以内</p> <p>基盤整備 4/10 以内</p>	<p>当該事業に要する経費の推進費等 5/10 以内</p> <p>機械整備 1/3 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内 うち機械 1/3 以内</p> <p>基盤整備 4.5/10 以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 リースにおける借受者の変更</p> <p>3 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>4 施行箇所の変更</p> <p>5 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
5	畜産振興促進	<p>・市町村、農業協同組合連合会、第3セクター及び畜産に係る事業協同組合が、畜産振興のための推進活動、施設整備及び基盤整備を行うのに要する経費。</p> <p>・農業法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、土地改良区、第3セクター及び畜産に係る事業協同組合が、畜産振興のための推進活動、施設整備及び基盤整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・農業協同組合が、畜産振興を行う認定農業者、農業者等の組織する団体、農業共済組合及び第3セクターに機械等のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・民間リース会社及び第3セクターが、畜産振興を行う認定農業者、農業者等の組織する団体、農業協同組合、農業共済組合及び第3セクターに機械等のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・農業協同組合が、畜産振興を行う農業共済組合及び第3セクターに機械等のリースを行うのに要する経費。</p> <p>・民間リース会社及び第3セクターが、畜産振興を行う農業協同組合連合会、農業共済組合及び第3セクターに機械等のリースを行うのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の 推進費等 5/10 以内</p> <p>機械整備 3/10 以内</p> <p>施設整備 4.5/10 以内</p> <p>うち機械 3/10 以内</p> <p>基盤整備 4/10 以内</p>	<p>当該事業に要する経費の 推進費等 5/10 以内</p> <p>機械整備 1/3 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内</p> <p>うち機械 1/3 以内</p> <p>基盤整備 4.5/10 以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 リースにおける借受者の変更</p> <p>3 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>4 施行箇所の変更</p> <p>5 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
6 環境保全促進	(1) 水田土壌保全対策支援	<p>・農業協同組合が、水田土壌保全対策を行う認定農業者かつエコファーマー、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体に機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・民間リース会社及び第3セクターが、水田土壌保全対策を行う認定農業者かつエコファーマー、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体及び農業協同組合に機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の 機械整備 3/10 以内</p>	<p>当該事業に要する経費の 機械整備 1/3 以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更 2 リースにおける借受者の変更 3 機械・施設等の新設又は廃止 4 施行箇所の変更 5 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
6	(2) 畜産環境美化支援	<p>・市町村、第3セクター及び畜産に係る事業協同組合が、畜産環境美化のための推進活動及び施設整備を行うのに要する経費。</p> <p>・農業法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合及び第3セクターが、畜産環境美化のための推進活動及び施設整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・農業協同組合が、畜産環境美化を行う認定農業者、農業者等の組織する団体及び第3セクターに機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・民間リース会社及び第3セクターが、畜産環境美化を行う認定農業者、農業者等の組織する団体、農業協同組合及び第3セクターに機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・農業協同組合が、畜産環境美化を行う農業共済組合及び第3セクターに機械のリースを行うのに要する経費。</p> <p>・民間リース会社及び第3セクターが、畜産環境美化を行う農業協同組合連合会、農業共済組合及び第3セクターに機械のリースを行うのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の 推進費等 5/10 以内</p> <p>機械整備 3/10 以内</p> <p>施設整備 4.5/10 以内</p> <p>うち機械 3/10 以内</p>	<p>当該事業に要する経費の 推進費等 5/10 以内</p> <p>機械整備 1/3 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内</p> <p>うち機械 1/3 以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 リースにおける借受者の変更</p> <p>3 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>4 施行箇所の変更</p> <p>5 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
7	加工・直売促進	<p>・市町村、全国農業協同組合連合会新潟県本部、新潟県森林組合連合会、新潟県漁業協同組合連合会及び上記が主たる構成員となっている団体が、地場産販売促進のための機械整備及び施設整備等を行うのに要する経費。</p> <p>・農地所有適格法人、農林漁業者等の組織する団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、第3セクター及び上記が主たる構成員となっている団体が、地場産販売促進のための機械整備及び施設整備等を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の 推進費等 5/10 以内</p> <p>機械整備 3/10 以内</p> <p>施設整備 4.5/10 以内 ※ うち機械 3/10 以内</p> <p>※直売及び地域食材活用飲食施設整備の場合は3/10以内</p>	<p>当該事業に要する経費の 推進費等 5/10 以内</p> <p>機械整備 1/3 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内 ※ うち機械 1/3 以内</p> <p>※直売及び地域食材活用飲食施設整備の場合は1/3以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>3 施行箇所の変更</p> <p>4 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
8	林業振興促進	<p>・市町村、新潟県森林組合連合会及び新潟県山林種苗協会が、林業振興のための施設整備及び基盤整備を行うのに要する経費。</p> <p>・林業者等の組織する団体、森林組合（特用林産物は農業協同組合を含む）、生産森林組合、認定事業主及び育成経営体が、林業振興のための施設整備及び基盤整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・農業協同組合が、林業振興を行う林業者等の組織する団体、森林組合、生産森林組合及び認定事業主に機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・民間リース会社及び第3セクターが、林業振興を行う林業者等の組織する団体、森林組合（特用林産物は農業協同組合を含む）、生産森林組合及び認定事業主に機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・農業協同組合、民間リース会社及び第3セクターが、林業振興を行う市町村及び新潟県森林組合連合会に機械のリースを行うのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 3/10 以内</p> <p>施設整備 4.5/10 以内 ※ うち機械 3/10 以内</p> <p>※直売施設整備の 場合は 3/10 以内</p> <p>基盤整備 4/10 以内</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 1/3 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内 ※ うち機械 1/3 以内</p> <p>※直売施設整備の 場合は 1/3 以内</p> <p>基盤整備 4.5/10 以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 リースにおける借受者の変更</p> <p>3 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>4 施行箇所の変更</p> <p>5 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
9	水産振興促進	<p>・市町村、新潟県漁業協同組合連合会、新潟県内水面漁業協同組合連合会、公益社団法人新潟県水産振興協会及び一般社団法人新潟県さけます増殖協会が、水産振興のための機械整備及び施設整備を行うのに要する経費。</p> <p>・漁業法人、漁業者等の組織する団体、農業協同組合、漁業協同組合及び第3セクターが、水産振興のための機械整備及び施設整備を行うのに要する経費に対して市町村が補助するのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 3/10 以内</p> <p>施設整備 4.5/10 以内 ※ うち機械 3/10 以内</p> <p>※直売及び地域食材活用飲食施設整備の場合は3/10以内</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 1/3 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内 ※ うち機械 1/3 以内</p> <p>※直売及び地域食材活用飲食施設整備の場合は1/3以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>3 施行箇所の変更</p> <p>4 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
10	再生可能エネルギー利活用促進	<p>・市町村、全国農業協同組合連合会新潟県本部、新潟県森林組合連合会、新潟県漁業協同組合連合会及び上記が主たる構成員となっている団体が、再生可能エネルギー利活用のための施設整備を行うのに要する経費。</p> <p>・農地所有適格法人、農林漁業者等の組織する団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、第3セクター、中山間地域担い手団体及び上記が主たる構成員となっている団体が、再生可能エネルギー利活用のための施設整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・農業協同組合が、再生可能エネルギー利活用を行う認定農業者、農地所有適格法人、農林漁業者等の組織する団体、森林組合、漁業協同組合及び第3セクターに機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・民間リース会社及び第3セクターが、再生可能エネルギー利活用を行う認定農業者、農地所有適格法人、農林漁業者等の組織する団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び第3セクターに機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・民間リース会社及び第3セクターが、再生可能エネルギー利活用を行う全国農業協同組合新潟県本部、新潟県森林組合連合会及び新潟県漁業協同組合連合会に機械のリースを行うのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 3/10 以内</p> <p>施設整備 4.5/10 以内 うち機械 3/10 以内</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 1/3 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内 うち機械 1/3 以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 リースにおける借受者の変更</p> <p>3 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>4 施行箇所の変更</p> <p>5 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>

Ⅲ 中山間地域活性化対策

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			地区支援型	やるき農家支援型	経費の配分の変更	事業の内容の変更
1	(1) 継続的農林業生産体制整備促進	<p>・市町村が、小規模基盤整備を行うのに要する経費。</p> <p>・農業者（やるき農家支援型のみ）、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、土地改良区、第3セクター及び中山間地域担い手団体が、小規模基盤整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	当該事業に要する経費の 基盤整備 4.5/10 以内	当該事業に要する経費の 1/3以上 を市町村が補助する場合、当該事業に要する経費の 基盤整備 1/6 以内	次に掲げる変更以外の変更 事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く	次に掲げる変更以外の変更 1 事業主体の変更 2 機械・施設等の新設又は廃止 3 施行箇所の変更 4 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更
	(2) 地域農林業生産体制整備支援	<p>・市町村が、地域農林業生産体制整備のための機械整備及び施設整備を行うのに要する経費。</p> <p>・農業者（やるき農家支援型のみ）、農地所有適格法人、農林業者等の組織する団体、農業協同組合、森林組合、第3セクター、及び中山間地域担い手団体が、地域農林業生産体制整備のための機械整備及び施設整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	当該事業に要する経費の 機械整備 1/3 以内 施設整備 5/10 以内 うち機械 1/3 以内	当該事業に要する経費の 1/3以上 を市町村が補助する場合、当該事業に要する経費の 機械整備 1/6 以内 施設整備 1/6 以内	次に掲げる変更以外の変更 事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く	次に掲げる変更以外の変更 1 事業主体の変更 2 機械・施設等の新設又は廃止 3 施行箇所の変更 4 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			地区支援型	やるき農家支援型	経費の配分の変更	事業の内容の変更
2 地域資源型 ビジネス促進	(1) 多面的機能増進活動支援	<p>・市町村が、多面的機能増進活動のための施設整備及び基盤整備を行うのに要する経費。</p> <p>・農業者（やるき農家支援型のみ）、農地所有適格法人、農林業者等の組織する団体、農業協同組合、森林組合、第3セクター、NPO法人及び中山間地域担い手団体が、多面的機能増進活動のための施設整備及び基盤整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>施設整備 5/10 以内</p> <p>うち機械 1/3 以内</p> <p>基盤整備 4.5/10 以内</p>	<p>当該事業に要する経費の 1/3 以上を市町村が補助する場合、当該事業に要する経費の</p> <p>施設整備 1/6 以内</p> <p>基盤整備 1/6 以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の 30% を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>3 施行箇所の変更</p> <p>4 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の 30% を超える変更</p>
	(2) 地域資源活用支援	<p>・市町村が、地域資源活用のための推進活動、機械整備、施設整備及び基盤整備を行うのに要する経費。</p> <p>・農業者（やるき農家支援型のみ）、農地所有適格法人、農林漁業者等の組織する団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、第3セクター、中山間地域担い手団体、市町村・農協等の広域的協議会、上記が主たる構成員となっている団体及びNPO法人が、地域資源活用のための推進活動、機械整備、施設整備及び基盤整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>推進費等 5/10 以内</p> <p>機械整備 1/3 以内</p> <p>施設整備 5/10 ※ 以内</p> <p>うち機械 1/3 以内</p> <p>※直売及び地域食料活用飲食施設整備の場合は 1/3 以内</p> <p>基盤整備 4.5/10 以内</p>	<p>当該事業に要する経費の 1/3 以上を市町村が補助する場合、当該事業に要する経費の</p> <p>推進費等 1/6 以内</p> <p>機械整備 1/6 以内</p> <p>施設整備 1/6 以内</p> <p>基盤整備 1/6 以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の 30% を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>3 施行箇所の変更</p> <p>4 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の 30% を超える変更</p>

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率	軽微な変更	
			地区支援型	経費の配分の変更	事業の内容の変更
3	定住促進	<p>・市町村が、定住のための施設整備及び基盤整備を行うのに要する経費。</p> <p>・農地所有適格法人、農林漁業者等の組織する団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び第3セクターが、定住のための施設整備及び基盤整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>施設整備 5/10 以内 うち機械 1/3 以内</p> <p>基盤整備 4.5/10 以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>3 施行箇所の変更</p> <p>4 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>

IV 農山漁村活性化対策

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
1	ふれあい・グリーン・ツーリズム促進	<p>・市町村が、グリーン・ツーリズムのための推進活動、機械整備、施設整備及び基盤整備を行うのに要する経費。</p> <p>・農地所有適格法人、農林漁業者等の組織する団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、第3セクター、NPO 法人及び上記が主たる構成員となっている団体が、グリーン・ツーリズムのための推進活動、機械整備、施設整備及び基盤整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の推進費等 5/10 以内</p> <p>機械整備 3/10 以内</p> <p>施設整備 4.5/10 以内 ※うち機械 3/10 以内</p> <p>※直売及び地域食料活用飲食施設整備の場合は 3/10 以内</p> <p>基盤整備 4/10 以内</p>	<p>当該事業に要する経費の推進費等 5/10 以内</p> <p>機械整備 1/3 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内 ※うち機械 1/3 以内</p> <p>※直売及び地域食料活用飲食施設整備の場合は 1/3 以内</p> <p>基盤整備 4.5/10 以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の 30% を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>3 施行箇所の変更</p> <p>4 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の 30% を超える変更</p>

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
2	森林総合利用促進	<p>・市町村及び新潟県森林組合連合会が、森林総合利用のための機械整備、施設整備及び基盤整備を行うのに要する経費。</p> <p>・林業者等の組織する団体、森林組合及び生産森林組合が、森林総合利用のための機械整備、施設整備及び基盤整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 3/10 以内</p> <p>施設整備 4.5/10 以内</p> <p>うち機械 3/10 以内</p> <p>基盤整備 4/10 以内</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 1/3 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内</p> <p>うち機械 1/3 以内</p> <p>基盤整備 4.5/10 以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>3 施行箇所の変更</p> <p>4 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>
3	漁村環境整備促進	<p>・市町村及び漁業協同組合連合会が、漁村環境整備のための機械整備及び施設整備を行うのに要する経費。</p> <p>・漁業者等の組織する団体、漁業協同組合及び第3セクターが、漁村環境整備のための機械整備及び施設整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 3/10 以内</p> <p>施設整備 4.5/10 以内 ※</p> <p>うち機械 3/10 以内</p> <p>※直売及び地域食材活用飲食施設整備の場合は3/10以内</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 1/3 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内 ※</p> <p>うち機械 1/3 以内</p> <p>※直売及び地域食材活用飲食施設整備の場合は1/3以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>3 施行箇所の変更</p> <p>4 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>

V 特 認

種目	細目	補助の対象となる経費	補 助 率		軽 微 な 変 更	
			一 般 地 域	中 山 間 地 域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
1	多角化・複合化経営発展支援	<p>・農地所有適格法人等が、経営の多角化・複合化を図るための機械・施設整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 5/10 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内</p> <p>※直売及び地域食材活用飲食施設整備の場合は3/10以内</p> <p>なお、国庫補助事業と併せて事業を実施する場合は、国庫補助金と合わせて5/10以内となる率を上限とする。</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 5.5/10 以内</p> <p>施設整備 5.5/10 以内</p> <p>※直売及び地域食材活用飲食施設整備の場合は1/3以内</p> <p>なお、国庫補助事業と併せて事業を実施する場合は、国庫補助金と合わせて5.5/10以内となる率を上限とする。</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>3 施行箇所の変更</p> <p>4 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
2 多様な米づくり推進総合支援	(1) 非主食用米多収穫・コスト低減推進支援	<p>・農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、第3セクターが、非主食用米のうち、加工・輸出・米粉用米の多収穫・コスト低減の取組に必要な機械、多収性品種の導入に伴う乾燥調製施設の増改築、フレコン対応など流通合理化に必要な機械・施設の整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・農業協同組合及び民間リース会社が、認定農業者等に非主食用米のうち、加工・輸出・米粉用米の多収穫・コスト低減の取組に必要な機械、フレコン対応など流通合理化に必要な機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	当該事業に要する経費の		次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
	(2) 非主食用米等作業受託体制整備支援	<p>・農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、第3セクターが、非主食用米の生産に係る作業受託のために必要な機械・施設、多収性品種の導入に伴う乾燥調製施設の増改築、フレコン対応など流通合理化に必要な機械・施設の整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・農業協同組合及び民間リース会社が、認定農業者等に非主食用米の生産に係る作業受託のために必要な機械・施設、フレコン対応など流通合理化に必要な機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	当該事業に要する経費の		次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
3	鳥獣被害対策・利活用促進	<p>・市町村が、鳥獣被害防止及び捕獲鳥獣の利活用のための機械整備、施設整備を行うのに要する経費。</p> <p>・農地所有適格法人、農林漁業者等の組織する団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び被害防止対策協議会が、鳥獣被害防止及び野生鳥獣肉の利活用のための機械整備、施設整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	当該事業に要する経費の		次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
			機械整備 5/10 以内		事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く	1 事業主体の変更
			施設整備 5/10 以内			2 機械・施設等の新設又は廃止
						3 施行箇所の変更
						4 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更
4	みどりの飼料作物水田活用支援	<p>・農地所有適格法人、農業法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、第3セクターが、稲WCS及び飼料作物の生産拡大と利用拡大のための機械・施設整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・農業協同組合が、稲WCS及び飼料作物の生産拡大と利用拡大を行う認定農業者、農業者等の組織する団体に機械等のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・民間リース会社が、稲WCS及び飼料作物の生産拡大と利用拡大を行う認定農業者、農業者等の組織する団体、農業協同組合に機械等のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	当該事業に要する経費の		次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
			機械整備 5/10 以内		事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く	1 事業主体の変更
			施設整備 5/10 以内			2 リースにおける借受者の変更
						3 機械・施設等の新設又は廃止
						4 施行箇所の変更
						5 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
5 スマート技術導入加速化支援	(1) みどり園芸スマート産地形成支援	・農業協同組合、農業者等の組織する団体及び農地所有適格法人が環境負荷低減の推進に向けて、資材投入の最適化や生産性向上を図るためのスマート農業機械の整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。	当該事業に要する経費の 機械整備 5/10 以内		次に掲げる変更以外の変更 事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く	次に掲げる変更以外の変更 1 事業主体の変更 2 機械の新設または廃止 3 施行箇所の変更 4 機械の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更
	(2) 中山間地域スマート技術導入支援	・農林業者等の組織する団体、農地所有適格法人及び農業協同組合が、地域一体で省力的、効率的な営農体制モデルを構築するためのデジタル機器等の整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費	当該事業に要する経費の 機械整備 5/10 以内		次に掲げる変更以外の変更 事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く	次に掲げる変更以外の変更 1 事業主体の変更 2 事業内容の新設又は廃止 3 施行箇所の変更 4 機械等の区分ごとの事業量の30%を超える変更

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
6 省エネルギー対応条件整備支援	(1) 省エネルギー対応農業生産条件整備支援	<p>・農地所有適格法人、農業者等の組織する団体が、農業経営における生産コストを低減し農業経営の継続を図るため、燃油使用量、電気使用量又は肥料費を低減するために必要な機械・施設の整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・農業協同組合、民間リース会社が、認定農業者等に燃油使用量、電気使用量又は肥料費を低減するために必要な機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 5/10 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 5.5/10 以内</p> <p>施設整備 5.5/10 以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 リースにおける借受者の変更</p> <p>3 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>4 施行箇所の変更</p> <p>5 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>
	(2) 水産施設等省エネルギー対策整備支援	<p>・漁業法人、漁業協同組合、漁業者等の組織する団体が、漁業経営における生産コスト削減のために必要な省エネルギー機械・施設の整備に要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 5/10 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>3 施行箇所の変更</p> <p>4 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>	

種目	細目	補助の対象となる経費	補助率		軽微な変更	
			一般地域	中山間地域	経費の配分の変更	事業の内容の変更
7	環境保全型農業支援	<p>・農地所有適格法人、農業者等の組織する団体及び農業協同組合が、みどりの畦畔づくり定着・拡大のための推進活動を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・市町村が、環境保全型農業のための施設整備を行うのに要する経費。</p> <p>・農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合及び農業共済組合が、環境保全型農業のための施設整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・農業協同組合が、環境保全型農業を行う認定農業者かつエコファーマー、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体及び農業共済組合に機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>・民間リース会社及び第3セクターが、環境保全型農業を行う認定農業者かつエコファーマー、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合及び農業共済組合に機械のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。</p>	<p>当該事業に要する経費の 推進費等 5/10 以内</p> <p>機械整備 5/10 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内 うち機械 5/10 以内</p>	<p>当該事業に要する経費の 推進費等 5/10 以内</p> <p>機械整備 5.5/10 以内</p> <p>施設整備 5.5/10 以内 うち機械 5.5/10 以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更</p> <p>2 リースにおける借受者の変更</p> <p>3 機械・施設等の新設又は廃止</p> <p>4 施行箇所の変更</p> <p>5 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更</p>

<p>8 酪農省力化機械の導入支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農地所有適格法人、農業法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、第3セクターが、酪農の飼養管理の省力化による生乳生産量の増加を図るための機械・施設整備を行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。 ・農業協同組合が、酪農の飼養管理の省力化による生乳生産量の増加を図る認定農業者、農業者等の組織する団体、農業協同組合に機械等のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。 ・民間リース会社が、酪農の飼養管理の省力化による生乳生産量の増加を図る認定農業者、農業者等の組織する団体に機械等のリースを行うのに要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費。 	<p>当該事業に要する経費の</p> <p>機械整備 5/10 以内</p> <p>施設整備 5/10 以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減 ただし、補助金額に変更のない場合は除く</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業主体の変更 2 リースにおける借受者の変更 3 機械・施設等の新設又は廃止 4 施行箇所の変更 5 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更
---------------------------	--	--	--	---

注1) 補助率欄に記載の中山間地域については、別記に定める地域及び区域をいい、一般地域とは中山間地域以外の地域をいう。

注2) 「Ⅲ 中山間地域活性化対策」の補助率欄に記載の「地区支援型」及び「やるき農家支援型」は、新潟県農林水産業総合振興事業実施要領別記2に定めるとおりとする。